

従業員に対する課税関係

～転勤費用の取扱い～

使用人が転勤に伴い旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるため使用者から支給される金品で、通常必要であると認められるものは、非課税となります。

1. 転勤に伴う旅費

旅費が非課税となるのは、それが旅行費用の実費弁償であるとの考え方によるものであるため、以下のような内容の旅費代金については、非課税となります。

- (1) 転勤する場所を離れて職務を遂行するために通常必要な旅費代金等
- (2) 転勤に伴う転居のために通常必要な旅費代金等
- (3) 就職や退職した人の転居又は死亡により退職した人の遺族の転居のために通常必要な旅費代金等

また、通常必要な旅費代金等の判断に当たっては、次のような点を勘案することになります。

- (1) 支給額が、その支給される従業員全員を通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか
- (2) 支給額が、その支給をする会社と同業種、同規模の他の会社の従業員が一般的に支給される金額に照らして相当と認められるものであるかどうか

次に掲げるようなものは、転勤のために通常必要な旅費代金とはいえないため、所得税が課税され、源泉徴収が必要になります。

- (1) 子供の転校費用
- (2) 転勤先の敷金等

2. 転勤に伴う旅費

単身赴任者が職務遂行上必要な旅行に付随して帰宅のための旅行を行った場合に支給される旅費につき、次の要件をいずれも満たすときは、所得税は課税されません。

- (1) これらの旅行の目的、行路等からみてこれらの旅行が主として職務遂行上必要な旅行であると認められること
- (2) その旅費の額が非課税をされる旅費の範囲を著しく逸脱しないこと